

# わが国における保育者による マルトリートメントに関する研究動向

太田 研<sup>\*1</sup>・貞松 成<sup>\*2</sup>

## 抄 録

近年、保育者による子どもの人権を侵害するかがわりの社会的な課題になっている。本研究の目的は、保育者によるマルトリートメントに関して、わが国の研究がどのような対象に、どのような方法で、何を明らかにしてきたのかを把握することであった。学術データベースを用いた検索の後、基準に合致した18編を抽出し、発行年、研究対象、調査方法、主要な知見を整理した。その結果、これまでの研究の一部は、保育者や保育者志望の学生の意識や判断のあり方を扱い、もう一部は、過重労働や人員不足、組織内の人間関係やコミュニケーション不全など、問題が生じる背景を構造的に捉えようとしていた。多くの研究は質問紙調査に依拠しており、子どもの側の影響や長期的な経過に関する検証は乏しいことが示された。国外では、保育現場のリスク要因のみならず、子どもや保護者の身体的・心理的予後に焦点を当てる研究が進められており、わが国の進展が期待される。

**キーワード：**マルトリートメント、保育者、スコーピングレビュー

## 1. 問題と目的

近年、わが国の保育現場において子どもの人権を侵害する事案が報告されている。最も深刻な例は、保育者による虐待である。保育者による虐待は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号：改正児童福祉法）において被措置児童等虐待として禁止されており、発見者に通告義務が課せられている。

改正児童福祉法を受けて、こども家庭庁・文部科学省（2025）は「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を改訂した。新ガイドラインでは、改正児童福祉法で保育所等における虐待と通告義務が明記されたことを踏まえ、旧ガイドライン（こども家庭庁,2023）で用いられていた「不適切な保育（虐待等が疑われる事案）」や、不適切な保育と連続した関係にある「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかがわり」という概念は用いられなくなった。ただし、新ガイドラインにおいても保育現場における虐待を防止するために、日々の保育において改善を図ること、不適切な保育等の概念を用いることは差し支えないことについての見解が示されている。

不適切な保育とは、「保育所での保育士等による子どもへのかかわりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為」（キャンサースキャン,2021）と定義されている。この定義では、全国保育士会（2017）による5類型（①子ども一人ひとりの人格を尊重しないかがわり、②物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ、③罰を与える・乱暴なかかわり、④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠けるかがわり、⑤差別的

---

（所 属）

\*1 山梨県立大学人間福祉学部 \*2 AIAI グループ株式会社

なかかわり)を参照している。

旧ガイドライン(こども家庭庁,2023)には、不適切な保育や望ましくないかかわりの具体例は示されていないものの、人権擁護の観点から望ましいかかわりを日常的に職員間で振り返り、より良い保育に向けて市町村や都道府県と密接に相談することが不適切な保育や虐待等を未然に防止し、不適切な保育が生じた際の迅速な対応につながるとしている。

このように、人権擁護の観点から望ましくないかかわり、不適切な保育、虐待等は連続性をもつ概念であり、マルトリートメントと重なる。Leeb et al. (2008)は、マルトリートメントを「親またはその他の養育者による作為または不作為の一連の行為で、子どもに危害やその可能性、脅威をもたらすものを指す」と定義し、危害そのものだけでなく、その脅威が存在するかかわりも含めている。わが国の省庁発行の資料においても虐待を含む不適切なかかわりがマルトリートメントとして紹介されている(文部科学省,2007)。よって、本稿では、子どもの人権擁護の観点から望ましくないかかわり、不適切な保育、虐待等を包括する概念としてマルトリートメントを用いる。

こども家庭庁・文部科学省(2023)が全国の自治体を対象に実施した調査では、保育所における不適切な保育が疑われるとして事実確認(立入検査や関係者からの聞き取り等)が行われた1,553件のうち、931件で不適切な保育が確認され、そのうち97件が虐待と判断された。同調査の施設調査では、21,649か所の保育所から、19,603件の不適切な保育が報告されていた。自治体及び施設調査ともに、全国保育士会(2017)の5類型に基づく、子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわりが最も多くを占め、物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけが次に多数を占めていた。

保育現場におけるマルトリートメントは、保育者の意図というよりも、過重労働、感情的疲弊、組織文化、倫理教育の不足など、多様な要因が関与していると考えられる。国外では、1980年代以降、保育者によるマルトリートメントに関する研究が蓄積されている。Schumacher & Carlson (1999)は、保育現場における身体的虐待、性的虐待、宗教的儀式虐待に関する先行研究を概観し、虐待のリスク要因として、①施設要因(子どもと保育者の比率、集団の人数、職員の少なさ、人員が少ない時間帯、子どもと1対1の時間帯等)、②保育者要因(発達に適切な保育に関する教育の乏しさ、仕事への低い満足感、仕事への期待に関する不明確さ、虐待通告義務の認識の乏しさ、ストレス対処に関する知識の乏しさ等)、③保護者要因(体罰の許容、虐待の兆候と症状の知識の乏しさ、保育への関与の低さ、誰もが加害者になることの認識の乏しさ等)、④子ども要因(表出言語の制約、断る能力、低年齢等)、⑤管理機関/専門家要因(加害者に関するデータの不足、研究知見の不足、犯罪歴調査への過度の依存等)を整理した。

その後20年が経過し、Talmon et al. (2024)は、数量的な実証データを扱った25件の研究論文を展望し、研究発行数について2000年までと2007年以降という2つのピークがあることを報告した。最も多いテーマが保育現場において虐待を受けた子どもや保護者の身体的・心理的な予後であった。例えば、Vrolijk-Bosschaart et al. (2017)は、2010年にアムステルダムで起きた保育所職員による性的虐待事件の被害者(主に未就学児の男児)が胃腸や肛門の身体的愁訴を示していることを報告した。さらにVrolijk-Bosschaart et al. (2018)は同じサンプルへの保護者面接と子ども面接から、子どもが年齢にそぐわない性行動や性への恐怖・不安、性的発言、感情調整の困難を示すことを特定した。

Talmon et al. (2024)の概観では、保育現場におけるリスク要因を扱った研究は5件であった。保育所やベビーシッターによる一時保育、親族による保育などの広範な保育におけるリスク要因とし

て、加害者の性別や家庭での保育という閉鎖的環境 (Margolin, 1991)、性的虐待の加害者にみられるアルコールや薬物乱用等の精神衛生上の問題 (Moulden et al., 2007)、体罰に対する保育者の認識 (Khoury-Kassabri et al., 2014) などがリスク要因として整理されていた。

わが国においても、保育現場におけるマルトリートメントの類型を保育者による回答から捉え直す試み (大西・大西, 2022) や新聞等で報道された事件から発生要因を探索する研究 (横山, 2024) が報告されている。しかし、これらの研究は対象や概念がそれぞれ独立しており、保育現場におけるマルトリートメントの全体像を描写するには至っていない。先行研究の動向について、久恒 (2024) は旧ガイドライン策定の2022年から2024年までに発行された5件の先行研究を概観し、不適切な保育が生じる背景について、わが国の保育業界における課題 (保育者不足や配置基準等)、保育者の資質、管理職のマネジメント不足から論考されていることを整理した。

しかしながら、久恒 (2024) の概観対象となった文献は2022年以降となっており、近年の研究に限定されている。先述したわが国で散見される先行研究も踏まえると、研究の対象や方法論、扱われた概念、過去からの研究蓄積の全体像は明らかになっていない。研究の蓄積が断片的であり、全体像を整理できていないことは、単に研究知見の蓄積を妨げるばかりでなく、Schumacher & Carlson (1999) が指摘した管理機関/専門家要因 (教育研究機関の知識不足、研究知見の不足等) として、マルトリートメントの発生リスクを高める可能性がある。保育現場におけるマルトリートメントを予防し、子どもの人権を尊重したかわりを促進するためには、既存文献を体系的に整理し、研究の展開と不足している知見を明らかにする必要がある。

以上の背景を踏まえ、本研究では、わが国における保育者によるマルトリートメントに関する先行研究を体系的に収集し、誰を対象に、どのような方法で調査が行われ、どのような結果が報告されているのかを整理することで、国内の既存文献の特徴と課題を明らかにすることを目的とした。

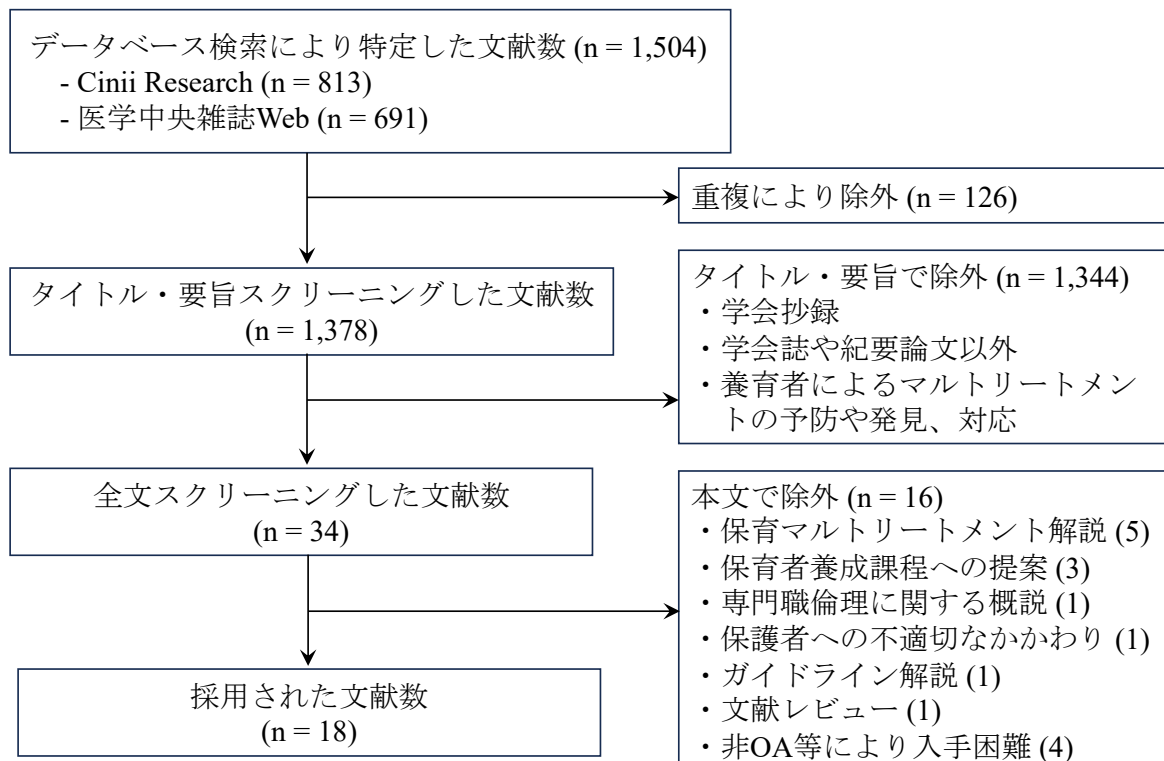
## 2. 方法

(1) **研究デザイン** 本レビューの手法は、国内における先行研究の知見を網羅的に概観するために、Preferred Reporting Items for Systematic reviews and Meta-Analyses extension for Scoping Reviews (PRISMA-ScR: Tricco et al., 2018) に従って、スコーピングレビューを採用した。

(2) **対象文献の検索** 本レビューのリサーチクエスチョンを解決するために、国立情報学研究所が提供する学術情報ナビゲータ CiNii Research 及び NPO 法人医学中央雑誌刊行会が運営する医学中央雑誌 Web を用いて文献を検索した。検索語は、# 1 保育現場 (保育 OR 幼児教育 OR 幼稚園)、# 2 マルトリートメント (不適切 OR マルトリートメント OR 体罰 OR 虐待 OR ネグレクト) とした。最終検索年月日を2025年10月3日とし、それ以前に登録された論文を対象とした。

(3) **対象文献の選定** 対象文献の選定はフローチャートに従って選定した (Figure 1)。CiNii Research によって検索された文献は813編、医学中央雑誌 Web によって検索された文献は691編であった。第1著者が両データベースで重複する文献を除外し、タイトルと要旨を読み、①学術雑誌や紀要論文として発表されており、②保育者や保育現場の職員によるマルトリートメントに関するもの、③保育者を志す学生や現職の保育者、保育現場における事例を研究対象としているものを選定した。保育マルトリートメントの行為や社会的な課題となった状況等の解説、保育者養成課程への提案

Figure 1  
文献選定のフローチャート



や専門職倫理に関する概説、非オープンアクセスにより本文が確認できない文献等は除外した。その結果、18編が分析対象となった。

(4) **データの抽出** わが国の保育現場におけるマルトリートメントの研究動向を要約することを目的に、各文献の著者、発行年、文献の媒体（学会誌又は紀要論文）といった情報に加え、研究対象とその人数、調査内容、分析方法、主要な結果を抽出した。第1著者が上記の抽出を行い、結果の報告をまとめ、第2著者が保育現場の観点から報告の妥当性を確認した。

### 3. 結果

(1) **発行年と媒体、研究テーマの動向** Table 1 に、選定文献の著者、発行年、媒体、テーマ、対象、分析方法、主要な結果を示した。

選定文献の発行年をみると、2018年から毎年、継続して研究が発表されている。本レビューの最終検索年前年から発行年を5年毎に区切ると、2015年～2019年の発行が18編のうち4編（22.2%）であるのに対して、2020年～2024年は10編（55.6%）が発行されていた。掲載された文献の媒体については、14編（77.8%）が大学等の紀要であり、学会誌に発表された文献は4編（22.2%）であった。学会誌の文献は2024年以降に集中していた。

研究のテーマについては、2つの特徴が示された。第1に、2000年から2019年にかけては、子どもへの「体罰」の必要性に関する認識に焦点を当てた研究が主流であった（越中, 2014; 菅原・飯塚, 2018; 大石, 2018; 藤川, 2000）。これらの研究では、学生や保育者が「時と場合によって体罰は必

要」とする回答が一定数存在していることが明らかにされた。多くの研究で授業や意見交換を介した意識変容を測定しており、教育や研修が意識変容につながり得ることを示したものの、意見交換を通して体罰を肯定する意見に変容する者もいた。体罰をしつけの一形態として容認する傾向や、被体罰経験が容認的態度と関連することなど、社会的規範の内面化と連鎖の問題が指摘されている。

第2に、2020年以降は、保育現場におけるマルトリートメントの関連要因を探る研究が増えている。2020年以降に発行された12編のうち7編が関連要因を扱っている（横山，2024；寺田・和泉，2021；植村・松岡，2020；久米，2024；濱田・杉村，2024；太田・貞松，2025；田中，2025）。これらの研究は、新聞報道や行政文書の資料分析、質問紙調査や面接調査など多様な調査方法を用いており、不適切なかかわりの実態と背景を構造的要因との関係から捉えようとする傾向がみられる。特に、チームワークや保育士不足、業務量過多、組織風土の閉鎖性などが、マルトリートメント発生の土壌として繰り返し報告された。個人の資質や倫理観のみに帰属させず、職場や制度の構造的要因として捉える視点への転換が顕著である。

Table 1  
保育現場のマルトリートメントに関するわが国の研究動向

著者 (発行年)	対象	調査内容	分析方法	主要な結果
藤川 (2000) *紀要 【学生の 認識】	1996年度～1999年度に保育 者養成短期大学の授業「教 育原理」を受講した1年次生 789名	体罰の必要性や体罰を 受けた経緯に関する質 問紙調査	単純集計や体罰への 認識と被体罰経験の クロス集計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体罰を不要と回答した者は41.2%、時と場合によって必要と回答した者は58.2%であった。</li> <li>・体罰を不要と回答した者のうち被体罰経験のある者は25.0%であったのに対して、体罰は時と場合によって必要と回答した者では被体罰経験者は72.7%であった。</li> <li>・98年度の受講生に対して体罰に関する授業の前後で意識を調査したところ、時と場合によって必要と回答した者は授業前63.8%であったのに対して、授業後も52.1%であった。</li> </ul>
越中 (2014) *紀要 【保育者の 認識】	教育職員免許法認定講習及 び免許状更新講習を受講し た保育者及び教師 216名 平均年齢 保育 男性32.0 女性40.2 教師 男性39.6 女性39.3	一般論として幼児に対 して手をあげるべきは ないという意見に対す る賛否とその理由に関 する質問紙調査、他者 との意見交換後に同様 の質問紙調査	賛否の回答者の割合 に関する適合度検 定、意見交換前後の 賛否のマクマクマネー検 定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児に手をあげるべきではないに対して、賛成108名、反対108名であり拮抗していた。</li> <li>・性別や職種との関連は認められなかった。平均年齢では賛成(手をあげるべきでない)と回答した者は反対よりも有意に高かった。</li> <li>・意見交換による変化では、意見交換前後で賛成であった者が94名、反対が108名、賛成から反対に変化した者が14名、反対から賛成に変化した者が2名であった。</li> </ul>
堀口 (2016) *学会誌 【予防取組 状況】	全国の市町村の保育所担当 課 490団体	障害児虐待防止に関す る取組状況や保護者か らの苦情の状況に関す る質問紙調査	単純集計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童等の保護者が職員から虐待を受けたという苦情があった市町村は38団体であり、回答490団体の7.8%であった。</li> <li>・障害児虐待防止のための取組状況は、地域ネットワークへの参加が約32%の団体で回答があったが、実施した内容は養護者による虐待への対策と思われるものが多かった。</li> <li>・約半数の自治体で管内施設での実施状況を把握していなかった。</li> </ul>
大石 (2018) *紀要 【学生の 認識】	教職科目を履修していた短 期大学及び4年制大学3～4年 生 89名	家庭内や保育・教育現 場における体罰の必要 性に関する質問、体罰 の賛否に関する意見を 提示した後の体罰の必 要性に関する質問から なる質問紙調査	単純集計と自由記述 のテキストマイニン グ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育・教育現場における体罰の必要性について、必要ないの回答者が79.8%、あまり必要ないが10.1%であった。</li> <li>・体罰に関する賛成・反対の意見を提示した後、必要ないは74.2%に減少し、あまり必要ないは10.1%のままであり、無回答者が増加した。</li> <li>・家庭における体罰の必要性については、必要ないの回答者が69.7%、あまり必要ないが10.1%と、自分の子どもという立場では必要ないと回答する学生は減少した。</li> </ul>

Table 1 続き

著者 (発行年)	対象	調査内容	分析方法	主要な結果
菅原・飯塚 (2018) *紀要 【学生の 認識】	短期大学2年次後期の「保育・教職実践演習」を受講する学生 77名	支援者、親、子どもの立場から体罰の必要性を回答する質問紙調査	単純集計とデイベート時の意見の分類	・支援者の立場からは体罰はなし、ほぼなしと体罰の必要性を否定したものは97.4%であったのに対して、親の立場で体罰を否定したものは77.9%、子どもの立場では89.5%であった。
上野 (2019) *紀要 【関連要 因】	新聞報道や出版物に掲載された不適切な保育の事例、また著者が目撃した事例	新聞報道と出版物の文書や著者の経験	事例の内容から不適切な保育が生じる背景を整理	16件の事例から以下の要因が抽出された。 保護者等の第三者がみていない空間、他の保育者の傍観、保育者の孤立、保育者間の連携不足、子どもの発達や自立の知識・技術不足、保育者の倫理観、子どもの発達段階に合わない保護者の期待
植村・松岡 (2020) *紀要 【関連要 因】	インターネットリサーチ会社に登録している全国の保育者 200名 平均年齢 41.84 (SD=10.82) 保育経験10年以内が53%	体罰の実施や目撃に関するマルチリポートメント項目、職場のチームワークや外部への開放性に関する項目から成る質問紙調査	マルチリポートメント尺度得点を従属変数、性別、施設種別、経験年数、チームワーク、開放性を独立変数として一要因分散分析	・チームワーク低群は高群に比べて有意にマルチリポートメント得点が高かった。 ・性別、施設種別、経験年数、開放性高群・低群の独立変数では、マルチリポートメント得点に有意な差は認められなかった。
寺田・和泉 (2021) *紀要 【関連要 因】	2017年12月から2019年9月までに「不適切な保育」として新聞報道された事例	新聞報道と自治体の行政文書	事例の内容及び行政文書から基礎自治体における保育行政の権限と限界、背景を整理	7件の事例から以下の結果が得られた。 ・基礎自治体は子ども・子育て支援新制度に属する施設には行政権限があるが、旧制度私立幼稚園や児童育成協会の事業には指導監督権限がない。 ・不適切な保育の要因として以下を抽出した。 - 保育士の要因：仕事量や本人の病気、家族の介護、認識 - 子どもの要因：かんしゃくやこだわりの強さ、支援の必要性の高さ - 施設の要因：一人ひとりの発達を考慮しない、施設長からの要請と職員の専門性にギャップ、地域の協力が得られない
大西・大西 (2022) *紀要 【実態把 握】	ある県の免許更新講習を受講した保育者（主任やクラス担当、派遣・パート等） 74名 平均年齢 35.2 (SD=8.5) 平均勤続年数 11.0 (SD=6.7)	保育者が不適切なかわりをして目撃したことの有無、内容に関する質問紙調査	単純集計と不適切なかわりの自由記述をカテゴリ化	・不適切なかわりを目撃した保育者は約7割おり、行為者は先輩、後輩、主任、同僚といった順で多かった。 ・自由記述では、子ども一人ひとりの人格を尊重しないかわりが約8割と最も多く出現し、一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかわり、物事を強要するよなかわり・脅迫的な言葉が約3割、罰を与える・乱暴なかわり、差別的なかわりが約1割5分で出現していた。 ・上記の他、新たなカテゴリとして、子どもからの働きかけに応じない・無視する・放置するかわりも生成された。

Table 1 続き

著者 (発行年)	対象	調査内容	分析方法	主要な結果
溝田 (2023) *紀要 【学生の認識】	保育を学ぶ短期大学1年生 59名	不適切な保育という用語の認知や印象に関する質問紙調査	単純集計	<ul style="list-style-type: none"> <li>回答した学生の約6割が不適切な保育の意味を分かると認識しており、約3割が意味について自信はないもの聞いたことがあると回答した。</li> <li>不適切な保育を自分もするのではないかと思う学生、保育職に就くことが嫌になった学生は程度の違いがあるものの約5割であった。</li> </ul>
浅井・浅井 (2024) *紀要 【職業選択への影響】	首都圏にある指定保育士養成施設に所属する最終学年の学生 260名	実習での全国保育士会の類型の目撃と卒業後の進路、進路への期待に関する質問紙	単純集計や保育者としてのキャリア選択への期待を従属変数とした重回帰分析	<p>保育者としての職業選択の期待に、全国保育士会の5つのカテゴリー（子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり、物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ、罰を与える・乱暴なかかわり、一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり、差別的なかかわり）の項目の目撃の影響が認められた。</p>
濱田・杉村 (2024) *学会誌 【関連要因】	インターネットリサーチ会社に登録している全国の保育者 682名 平均年齢 43.43 (SD=13.02) 平均経験 13.21 (SD=9.33)	外在化問題に関する行動を示す5歳児男児の事例に対する背景要因や対応等に関する質問紙調査	背景要因や対応等の尺度の探索的因子分析、確認的因子分析を実施した後、変数間の影響を共分散構造分析	<p>外在化問題に対する不適切な対応(厳しい指導や遊びの制限)と関連する要因として、以下の影響が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行動変容に対する責任性の認知</li> <li>外在化問題の背景要因として、保育者の関わりや園での関係性、保育環境を推定せず、子どもの要因や家庭環境に帰属すること</li> <li>保育方法として保育者の主導による一斉的な保育の志向</li> </ul>
児嶋他 (2024) *紀要 【学生の認識】	保育士や幼稚園教諭免許の取得を目指す学生 153名 短期大学部1～2年 4年制学部 1～4年	全国保育士会のチェックリストの項目を適切と感じる度合いを問う質問紙調査	不適切と感じる程度の単純集計やカテゴリー間の差の検定、実習経験の有無との関連の分析、自由記述のテマスタトマイニング	<ul style="list-style-type: none"> <li>不適切度が最も高いと認識されたカテゴリーは、罰を与える・乱暴なかかわりであり、他のカテゴリーと有意な差が認められた。</li> <li>次に、子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわりであり、物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ、差別的なかかわり、一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわりという順であった。</li> <li>項目によって、実習経験のある学生の学生の方が「適切」と回答した割合が高かった。</li> </ul>
久米 (2024) *紀要 【関連要因】	ある市内の保育施設に勤務する保育者 180名 保育経験 1-5年 22% 6-10年 30%	保育の充実感や目指す保育、不適切保育をしないために必要なことなどに関する質問紙調査	単純集計や自由記述のカテゴリー化	<p>不適切な保育をしないために必要なことの自由記述をカテゴリー化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育を見直す(研修など)</li> <li>子ども理解(保育力)</li> <li>コミュニケーション(相談)</li> <li>余裕(心・身体・時間)</li> <li>人員確保(時間)</li> </ul>

Table 1 続き

著者 (発行年)	対象	調査内容	分析方法	主要な結果
大橋他 (2024) *学会誌 【美態把握】	1985年～2023年8月末日までにA新聞に掲載された未就学児が被害者である性犯罪事案 122件	ある新聞のデータベースにて未就学児へのわいせつ、児童ポルノに関する事案のうち初回逮捕時の情報	被害者や加害者の属性情報の集計、事件の情報のテキストマイニング	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者は保育園児72名、幼稚園児41名、不明9名であり、男児21件、女児92件、不明13件であった。</li> <li>加害者は全て男性であり、平均年齢31.9歳 (SD=12.3) であり、保育士54件、無職24件、会社員9件、幼稚園教諭6件、シッター5件であった。</li> <li>共起ネットワークの結果から、保育園児は保育園内において強制わいせつやその様子を撮影されることのクラスタ、幼稚園児は午後に幼稚園近くの公園で被害にあうクラスタが抽出された。</li> </ul>
横山 (2024) *紀要 【関連要因】	2022年11月の静岡県裾野市の虐待報道から2023年8月までに保育者の「不適切な保育」または「虐待」として取り上げられた事件	新聞報道やマスコミの報道	物的・人的要因、特に保育者の認識や職場環境の問題を抽出	5件の報道から以下の要因を抽出した。 保育士の配置基準、保育士不足、保育者の倫理観や人間性、職場の人間関係、管理職のマネジメント
太田・貞松 (2025) *学会誌 【関連要因】	同一法人(関東・関西圏)が運営する保育所に勤務する保育者 6名 年代 20代～60代 平均経歴 13.61 (SD=5.88)	不適切なかかわりの実施や目撃経験、その背景要因に関するフォーカス・グループインタビュー ビュー	質的データ分析法によるコーディング	<ul style="list-style-type: none"> <li>不適切な保育の関連要因として以下のコードが生成された。</li> <li>状況的要因(保育人数の多さ、業務の多さ)</li> <li>子ども要因(限られた表出手段、予測しにくい不調)</li> <li>保育者要因(計画への固執、実態にそぐわない願い、子どもの人権への無理解、ストレス等の複合)</li> </ul> 不適切な保育の予防要因として以下のコードが生成された。 <ul style="list-style-type: none"> <li>保育者の要因(自己省察、保育者効力感)</li> <li>組織の要因(協働省察、心理的安全性)</li> </ul>
田中 (2025) *紀要 【関連要因】	A市内の保育者研修を受講した保育者 190名(1回目受講者) 121名(1回目と2回目受講) 年代 20代～60代 20代と30代で56.8%	研修会終了後に全国保育士会チェックリストの活用状況や不適切な保育の背景等に関する質問紙調査	単純集計	不適切な保育が起こる背景として回答者が選択した上位 5 項目は以下の通りであった。 <ul style="list-style-type: none"> <li>多忙でゆとりがない(80.2%)</li> <li>人手が足りない(73.6%)</li> <li>丁寧なケアや配慮が必要な子どもの増加(40.5%)</li> <li>風通しの悪い職場(33.9%)</li> <li>知識や技能不足の保育者の増加(24.8%)</li> </ul>

(2) **研究対象と調査方法の特徴** 18編の論文を研究対象別に分類すると、保育学生対象6編(33.3%: 藤川, 2000; 大石, 2018; 菅原・飯塚, 2018; 溝田, 2023; 浅井・浅井, 2024; 児島他, 2024)、現職の保育者対象7編(38.9%: 越中, 2014; 植村・松岡, 2020; 大西・大西, 2022; 濱田・杉村, 2024; 久米, 2024; 太田・貞松, 2025; 田中, 2025)、自治体の保育主管課対象1編(5.6%: 堀口, 2016)、報道・行政資料分析4編(22.2%: 上野, 2019; 寺田・和泉, 2021; 大橋他, 2024; 横山, 2024)であった。保育学生を対象とした研究が比較的早期から継続的に行われてきたのに対し、現職の保育者を対象とした研究や新聞等の資料分析は2018年以降に集中している。

現職の保育者を対象とした研究では、年齢層や経験年数に偏りがある。質問紙調査を実施した研究では、平均年齢が30～40代の研究が中心であり(越中, 2014; 植村・松岡, 2020; 大西・大西, 2022; 濱田・杉村, 2024)、年代や経験を報告している研究でも30代や経験6～10年の参加者が多かった(久米, 2024; 田中, 2025)。

調査方法の観点では、質問紙調査が最も多く13編(72.2%)、次いで新聞報道等の資料分析が4編(22.2%)、フォーカスグループによる面接調査が1編(5.6%)であった。質問紙調査では、保育・教育における体罰の必要性や不適切なかかわりの実施・目撃経験などが主に扱われ、近年は全国保育士会が作成したチェックリストのカテゴリや項目を活用する研究が報告されている(大西・大西, 2022; 浅井・浅井, 2024; 児島他, 2024; 田中, 2025)。一方で、現職保育者の語りからマルトリートメントが生じた状況や指導意図等の省察プロセスを探る質的研究は限定的であった(太田・貞松, 2025)。

(3) **研究対象と調査方法の特徴** 主要な結果を概観すると、①個人の倫理観のばらつき、②保育に潜在する構造的なリスク、③個人や職場内の省察・対話の重要性、の3つに整理できる。

認識のばらつきについて、保育学生、現職保育者ともに、体罰や不適切な保育に対する判断には一貫性がなく、「状況によっては仕方がない」「叱ることと暴力の線引きが難しい」といった曖昧な容認が確認された(藤川, 2000; 越中, 2014; 大石, 2018)。一方で、近年の研究(溝田, 2023; 児島他, 2024)は、学生が「不適切な保育」という概念を用いて保育者としての倫理観を相対的に捉えるようになったことを示している。実習という経験を経て、全国保育士会のチェックリストに記された不適切なかかわりを適切と再評価する傾向があり、現場での経験を通して子どもの特性や状況から倫理観を再構築する過程が示されている。

2019年以降の研究では、マルトリートメント発生の背景にある構造的・環境的要因に焦点が当てられている。植村・松岡(2020)は、チームワークの低さとマルトリートメント得点の高さの関連を示し、田中(2025)は多忙化や人手不足、知識・技能不足、職場の風通しの悪さを主要因として抽出した。太田・貞松(2025)は、状況的要因・子ども要因・保育者要因の三層構造を指摘し、とりわけ保育者同士の協働的省察と心理的安全性に支えられた個人の自己省察や保育者効力感が予防要因となることを整理した。

また、堀口(2016)や寺田・和泉(2021)、横山(2024)は、行政の監督権限の限界と制度的課題を指摘し、マルトリートメントを行政と現場の組織間連携の不備として捉えている。濱田・杉村(2024)は、外在化問題をもつ子どもへの厳しい対応が、保育者の認知スタイルや保育観に起因することを示し、子ども要因に帰属する思考がマルトリートメントに影響する可能性を指摘した。

複数の研究(久米, 2024; 太田・貞松, 2025; 田中, 2025)は、マルトリートメントの予防にお

いて、保育者同士の対話的省察の役割を強調している。保育者同士が日常の葛藤や違和感を共有し、心理的安全性が確保されたなかで、子どもの権利を中心に保育を振り返ることで倫理観が高まると報告されている。

#### 4. 考察

(1) **わが国の研究動向** 本レビューにより、わが国の保育現場におけるマルトリートメント研究は、学生や保育者がもつ体罰に対する倫理観とその影響因を調査する段階（2000～2019年）からマルトリートメントの構造的リスクを調べる段階（2020年以降）へと変遷していた。前者の文献（藤川, 2000；越中, 2014；菅原・飯塚, 2018；大石, 2018）は、保育者や学生の倫理観を焦点にし、しつけと体罰の境界が曖昧であり、被体罰経験が判断に影響し得ることを明らかにした点で意義深い。高山（2010）が指摘するように、子どもの人権の尊重のためには、子どもの権利擁護の知識のみでは不十分であり、高い倫理観と子ども理解に基づく保育の技術が不可欠である。

加えて、わが国の研究では学生研究が全体の3割を占めるという特徴が見られる。これは、養成段階から倫理観の醸成を図る教育的意義を持つ一方、学生が直面する場面は現場の責任感や人員配置、職場の人間関係、保護者・地域との関係から切り離されていることがある。学生の判断は、個人の倫理観や知識、体験などの個人要因を中心に形成されがちであり、チームや組織文化、制度の影響を十分に反映しないと考えられる。したがって、学生研究が多いという特徴は一定の教育的価値を持つものの、保育現場の実態と直接結びつけることには限界がある。

2020年以降、研究の焦点は体罰にとどまらず、不適切な保育やマルトリートメントへと移り、それらに影響する組織的背景、制度的課題を探っている（植村・松岡, 2020；寺田・和泉, 2021；横山, 2024；太田・貞松, 2025；田中, 2025）。個人の資質や倫理観に帰属させる視点から、職場や制度的・文化的背景に基づく構造的リスクとして捉える方向へと転換している。特に近年の研究では、保育者同士の対話的・協働的な省察、職場の心理的安全性、保育者効力感といった予防資源に着目した研究が含まれる（久米, 2024；太田・貞松, 2025；田中, 2025）。

予防資源に関する視点は、マルトリートメント対策を単なる監視や規制の強化としてではなく、専門職としての保育者の主体的な職能発達を支える過程として捉えるものであり、新ガイドラインが強調する職員や施設における日々の保育実践の振り返りとも共通する。今後の研究では、先行研究で明らかになった予防資源について、具体的な事例とその効果を蓄積することで、ガイドラインの具現化につながると考えられる。

(2) **国外研究の動向との比較** 国外の研究動向を概観した Schumacher & Carlson（1999）は、リスク要因の特定を中心課題としていた。それから約20年を経て、Talmon et al.（2024）は、体罰や性的虐待だけでなく、反復的な言葉の侮辱、子どもを無視する、恥を与えて従わせるといった情緒的・心理的危害も、子どもの後の行動問題、感情調整困難、学業達成低下などの不利益と関連することを示している。つまり、マルトリートメントの長期的な予後も追跡的に調査している。

これに対して、わが国の研究は Schumacher & Carlson（1999）が示したようなリスク要因を部分的に捉え始めた段階にある。例えば、チームワークの低さや組織の閉鎖性、過重労働、人員不足といったマルトリートメントの背景は国内研究でも繰り返し指摘されている（植村・松岡, 2020；横山, 2024；田中, 2025）。さらに、自治体の監督権限が及ばない場合、是正されにくいといった制度

的リスクも報告されている（寺田・和泉，2021）。ただし、国外の研究はマルトリートメントが子どもや保護者に与える長期的影響まで追跡しているのに対し、わが国の研究はリスク要因の特定にとどまり、被害を受けた子どもの追跡や発達への影響の検証にはほとんど至っていない。

また、研究の方法論の偏りも確認された。わが国では保育者等への質問紙調査が中心であり、学生や保育者の主観的認識や自己申告に依存したデータが中心となっている。これは組織文化や職場ストレスの把握には有効だが、子どもや保護者による報告、研究者などの第三者の観察データは極めて少ない。また、Talmon et al. (2024) がレビューした国際研究には、長期追跡や縦断的デザイン、さらには複数情報源（保護者、子ども本人の報告など）を組み合わせるものも含まれる。わが国でも、保育者による語りを対象とした質的調査（太田・貞松，2025）や自由記述の分析（久米，2024）は現れつつあるが、量的・質的を統合した混合研究デザインを戦略的に導入し、プロセスと影響の両方を可視化する必要がある。

**（3）実践的・政策的な示唆** 本レビューで明らかになった国内研究の動向は、保育者によるマルトリートメントを個人の行為として理解する従来の枠組みを超え、職場の人員配置や人間関係、制度・文化的背景などの多層的な予防モデルの必要性を示している。保育実践は個人、組織、制度、文化が相互に作用するシステムのなかで行われる営みであり、マルトリートメントもこの多層構造の中で発生する。本研究で行われた先行研究の知見の要約は、ミクロ、メゾ、マクロレベルにおける予防策を検討する手がかりを与えるであろう。

ミクロレベルでは、学生研究が全体の3割を占めていたことから、養成課程における倫理観の醸成が重視されているものの、個人の規範意識に依存したアプローチには限界があることが示唆された。とりわけ、人間関係の緊張（植村・松岡，2020）、一斉保育の志向（濱田・杉村，2024）によって、判断が歪められやすい。そのため、養成段階から、倫理観の醸成にとどまらず、省察的対話や感情調整、人間関係づくりといった組織的に実践を省察する技能を重視した教育へと転換する必要がある。

メゾレベルでは、複数の研究が、チームワークの欠如、心理的安全性の不足、マネジメントの弱さ、人員不足や多忙化といった組織的要因が、マルトリートメント発生に直結することを示していた（横山，2024；太田・貞松，2025）。これは、個人の倫理的な判断の問題ではなく、組織文化や協働性の問題として捉えるべきことを示しており、園内研修やOJTの制度化、管理職研修、組織内の対話を作り出す場づくり、巡回支援等の外部支援の導入など、組織レベルでの包括的な予防策が不可欠である。

マクロレベルでは、多様化する保育形態への監督体系の不均一さ（寺田・和泉，2021）、基礎自治体による被措置児童等虐待防止に関する研修の周知と把握状況（堀口，2016）が制度的リスクを高めていると推察される。大橋他（2024）は、性犯罪事案の記事を概観し、122件中121件の事件において加害者が初犯であることから、日本版DBS（Disclosure and Barring Service）の効果が限定的となりえることを指摘している。2025年の児童福祉法改正は保育所等の職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられた点で、一定の前進といえる。しかしながら、実効性のある予防のためには、配置基準や専門職配置の強化など、制度全体の再検討が必要である。

また、国外研究にみられるように、子どもや保護者の視点を継続的に収集する仕組みは、国内において決定的に欠けている。国内研究は保育者側の認識に偏っており、子どもの声や保護者の経験はほとんど可視化されていない。子どもが安心して訴えられるための制度や権利に関する教育、保護者が

懸念を相談できる窓口、第三者評価を導入することで、小さなサインを早期に把握できる。こうした当事者中心の視点を実践と政策に組み込むことが、マルトリートメントの予防に不可欠だと考える。

(4) **限界** 本レビューの限界として、第1に、文献選定のバイアスがある。本研究は、CiNii Researchと医学中央雑誌Webに収録された日本語文献を対象とし、本文が入手可能な論文に絞って分析を行った。そのため、オープンアクセス化されていないため入手困難であった4編の論文（いずれも紀要論文）は含まれていない。また、日本語以外で公表された国内の保育現場にて実施された文献は検索対象外であった。入手困難であった4編のうち、3編はタイトルから学生を対象にしていることを判別できるものの、入手可能な文献に偏っていた可能性がある。

第2に、方法論的な限界がある。スコーピングレビューの特性上、本研究は文献の体系的な収集と研究内容の要約を主たる目的としており、各研究の質評価やメタ分析は実施していない。考察で記した研究動向や実践的・政策的含意は、文献の質を均質に扱った上での解釈であり、今後は研究が蓄積された段階で、質評価を組み込んだシステムティックレビューが必要である。

## 引用文献

- 浅井拓久也・浅井かおり（2024）. 保育・教育実習時に経験した不適切な保育が保育者としてのキャリア選択に及ぼす影響に関する研究 未来の保育と教育—東京未来大学保育・教職センター紀要—, (11), 1-9.
- キャンサースキャン（2021）. 不適切な保育に関する対応について事業報告書
- こども家庭庁（2023）. 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン
- こども家庭庁・文部科学省（2023）. 「保育所等における虐待等の不適切な 保育への対応等に関する実態調査」の調査結果について
- こども家庭庁・文部科学省（2025）. 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン
- 越中康治（2014）. 幼児への体罰に関する保育者・教師の信念に及ぼす意見交換の影響 幼年教育研究年報, 36, 13-21.
- 藤川いづみ（2000）. 保育者養成における人権教育の課題——体罰に対する意識調査から—— 和泉短期大学研究紀要, (21), 87-98.
- 濱田祥子・杉村伸一郎（2024）. 外在化問題に対する保育者の認知と保育実践の関連——子どもの行動と保育者の対応の評価、背景要因の推定、保育方法の検討—— 発達心理学研究, 35 (3), 122-137.
- 久恒拓也（2024）. 不適切（な）保育の用語使用と背景に関する検討——「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」策定前後の文献レビューから—— 新見公立大学紀要, 45, 109-112.
- 堀口寿広（2016）. 保育、教育現場における障害児虐待を防止する対策の現状と、「保護者から誤解されかねない対応」について考える 小児保健研究, 75 (6), 711-714.
- Khoury-Kassabri, M., Attar-Schwartz, S., & Zur, H. (2014). The likelihood of using corporal punishment by kindergarten teachers: The role of parent-teacher partnership, attitudes, and religiosity. *Child Indicators Research*, 7 (2), 369-386.

- 児嶋輝美・船本孝子・森万里子・古本奈奈代 (2024). 保育学生の「保育における不適切なかかわり」に関する意識について 徳島文理大学研究紀要, (108), 41-50.
- 久米裕紀子 (2024). 保育の専門性を高めるための研修の在り方を探る——一人一人への適切な援助をめざす—— 武庫川女子大学教育学部教育学研究論集, (19), 23-30.
- Leeb, R. T., Paulozzi, L. J., Melanson, C., Simon, T. R., & Arias, I. (2008). *Child Maltreatment Surveillance: Uniform Definitions for Public Health and Recommended Data Elements*.
- Margolin, L. (1991). Abuse and neglect in nonparental child care: A risk assessment. *Journal of Marriage and the Family*, 53 (3), 694-704.
- 文部科学省 (2007). 養護教諭のための児童虐待対応の手引
- 溝田めぐみ (2023). 不適切な保育の報道と情報が保育学生に及ぼす影響について 香蘭女子短期大学研究紀要, (66), 102-109.
- Moulden, H. M., Firestone, P., & Wexler, A. F. (2007). Child care providers who commit sexual offences: A description of offender, offence, and victim characteristics. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 51 (4), 384-406.
- 大橋渉・今井由樹子・山脇望美 (2024). 就学前乳幼児の性被害の特徴——報道記事のテキストマイニングからわかること—— 子どもの虐待とネグレクト, 26 (2), 269-280.
- 大石千歳 (2018). 幼児・児童に対する保護者および教師・保育者からの体罰に関する意識調査——幼稚園教諭・小学校教諭を目指す女子学生を対象として—— 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要, (53), 1-15.
- 大西薫・大西将史 (2022). 保育者がとらえる子どもへの不適切なかかわりに関する研究——同僚保育者の視点から—— 岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要, (54), 1-12.
- 太田研・貞松成 (2025). 保育者が認識する保育現場におけるマルトリートメントと関連要因——子どもとの信頼関係の構築のための関わりも含めた検討—— 日本社会福祉マネジメント学会誌, 5, 4-18.
- Schumacher, R. B., & Carlson, R. S. (1999). Variables and risk factors associated with child abuse in daycare settings. *Child Abuse & Neglect*, 23 (9), 891-898.
- 菅原亜紀・飯塚恭一郎 (2018). 短期大学生の体罰と虐待に対する認識の変容——3つの立場から体罰と虐待を考える—— 純真紀要, (58), 81-88.
- 高山静子 (2010). 子どもの人権を尊重する保育士養成のあり方 子ども家庭福祉学, 9), 39-48.
- Talmon, A., Ditzer, J., Talmon, A., & Tsur, N. (2024). Maltreatment in daycare settings: A review of empirical studies in the field. *Trauma, Violence, & Abuse*, 25 (1), 512-525.
- 田中裕子 (2025). 保育施設における“不適切な保育”についての研究——受講後のアンケート調査から見えてきたこと—— ユマニテク短期大学紀要, (8), 43-54.
- 寺田清美・和泉徹彦 (2021). 不適切保育を防ぐための取り組み——基礎自治体の対応と保育者への啓発—— 東京成徳短期大学紀要, (54), 29-44.
- Tricco, A. C., Lillie, E., Zarin, W., O'Brien, K. K., Colquhoun, H., Levac, D., Moher, D., Peters, M. D. J., Horsley, T., Weeks, L., Hempel, S., Akl, E. A., Chang, C., McGowan, J., Stewart, L., Hartling, L., Aldcroft, A., Wilson, M. G., Garritty, C., ...Straus, S. E. (2018). PRISMA extension for scoping reviews (PRISMA-ScR): Checklist and explanation. *Annals of Internal*

*Medicine*, 169 (7), 467-473.

植村善太郎・松岡恵子 (2020) . 保育におけるマルトリートメントと関連する組織要因の探索 福岡教育大学紀要 . 第四分冊, 教職科編, 69, 9-15.

上野文枝 (2019) . 保育者による子ども虐待及び不適切な保育の防止について——被措置児童等虐待対応ガイドラインを参考に—— 小田原短期大学研究紀要, (49), 267-276.

Vrolijk-Bosschaart, T. F., Brilleslijper-Kater, S. N., Verlinden, E., Widdershoven, G. A. M., Teeuw, A. H., Voskes, Y., van Duin, E. M., Verhoeff, A. P., de Leeuw, M., Roskam, M. J., Benninga, M. A., & Lindauer, R. J. L. (2018) . A descriptive mixed-methods analysis of sexual behavior and knowledge in very young children assessed for sexual abuse: The ASAC study. *Frontiers in Psychology*, 9, 2716.

Vrolijk-Bosschaart, T. F., Brilleslijper-Kater, S. N., Widdershoven, G. A., Teeuw, A. H., Verlinden, E., Voskes, Y., van Duin, E. M., Verhoeff, A. P., Benninga, M. A., & Lindauer, R. J. L. (2017) . Physical symptoms in very young children assessed for sexual abuse: A mixed method analysis from the ASAC study. *European Journal of Pediatrics*, 176 (10), 1365-1374.

横山愛 (2024) . 保育者の不適切な保育や虐待等の事件をめぐる現状と課題 目白大学総合科学研究, (20), 201-209.

全国保育士会 (2017) . 保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト——「子どもを尊重する保育」のために——

〈Research paper〉

## Research Trends on Child Maltreatment by Childcare Worker in Japan

Ken Ota<sup>\*1</sup>, Joe Sadamatsu<sup>\*2</sup>

### Abstract

In Japan, the issue of child maltreatment by childcare workers, which constitutes a violation of children's human rights, has emerged as a significant concern within daycare settings. This study aimed to present research trends related to the subjects, participants, methodologies, and findings of research on maltreatment by childcare workers in Japan. After searching the academic databases, 18 manuscripts that met the inclusion criteria were selected and organized by publication year, study subjects, participants, methods, and key findings. The results indicated that some previous studies focused on the attitudes of childcare workers and students studying childcare. Other studies sought to understand the structural background conditions leading to maltreatment, such as excessive workloads, understaffing, and poor interpersonal relationships or communication within organizations. Many studies have relied on questionnaire surveys, indicating a lack of verification regarding child outcomes or long-term effects. International research trends emphasize not only the risk factors for maltreatment in childcare settings but also the physical and psychological outcomes of children and parents, suggesting that research in Japan is expected to advance in the future.

**KeyWords** : child maltreatment, childcare worker, scoping review

---

\* 1 Faculty of Human and Social Services, Yamanashi Prefectural University

\* 2 AIAI Group Corporation